

35人以下学級の計画的実現と 公立学校施設整備費国庫負担金の財源確保を求める意見書

次代を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。

しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子どもたちをとりまく教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援を必要とする子どもや日本語教育の必要な子どもが依然として多く、適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。

これらの課題解決に向け、子どもたちにこれまでも増してきめ細かに対応するためには、学級規模の縮小は不可欠であり、平成22年8月末に文部科学省から「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画案」が公表され、平成23年度から順次35人学級を拡大していく方針が示された。

この計画にしたがい、早期に学級の上限人数を定める公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律を改正し、国の財政負担と責任で学級編制を35人以下とすべきである。

また、少人数学級の実施による教室不足を解消するための校舎や教室の増改築等の市の事業に対して、公立学校施設整備費国庫負担金の財源を確実に確保し教育環境を維持すべきである。

よって国においては、平成23年度の政府予算編成にあたり、国段階における35人以下学級の実現と、公立学校施設整備費国庫負担金の堅持とともに、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月27日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
内 閣 官 房 長 官 様

豊 田 市 議 会